

2026年2月3日
岡大職組申第201号

国立大学法人岡山大学
学長 那須保友 殿

岡山大学職員組合
執行委員長 高岡敦史

令和7年人事院勧告への対応についての要求書

日頃より、教育・研究・医療の充実に向けたご尽力に、心より敬意を表します。岡山大学職員組合は、令和7年人事院勧告に基づき、本学が俸給表改定・賞与増額・地域手当等の手当引上げについて、勧告に準拠する姿勢を示されたことを評価いたします。

これらは、本学が定めている「国家公務員給与に原則準拠する」という給与改定基本方針とも整合するものであり、職員の処遇改善につながる判断であると認識しております。

職員の適切な処遇は大学運営の基盤であり、私どもは貴学において誠実な対応を強く求めるものでございます。本組合は引き続き、健全な労使関係の構築と本学の発展のため、協議を重ねてまいります。

以上を踏まえ、下記のとおり要求いたします。つきましては、本要求書につき、令和8年2月17日までに文書にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

1. 検討中となっている手当項目について、人事院勧告に準拠して実施すること
対象項目

- ・通勤手当の新距離区分（上限100km・5km刻み）
- ・駐車場等利用手当の新設
- ・月途中採用時の通勤手当支給方法の見直し

これらは職員の通勤実態、公平性の確保、生活負担の軽減の観点から不可欠であり、人事院勧告に準拠した制度化を要求する。

2. 今後の給与制度についても「国家公務員給与への原則準拠」を堅持すること
給与制度の透明性と公平性を確保するため、基本方針を維持し、独自の不利益変更を行わないことを要求する。

以上